

公売公告兼見積価額公告					(公売公告第1号)	
令和8年9月10日						
徳島県市町村総合事務組合 管理者 古川 保博						
次により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。						
公 売 財 産					公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
売却区分番号	名称	数量	性質	所在その他		
別紙 公売財産概要書のとおり						
公 売 方 法		期日入札				
公 売 日 時	入 札		令和8年11月10日（火）午後1時から午後1時30分まで			
	開 札		令和8年11月10日（火）午後1時32分			
公 売 場 所		徳島県徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎4F会議室				
売 却 決 定		日時	令和8年12月1日（火）午前10時		場所	徳島県市町村総合事務組合 (徳島滞納整理機構)
買 受 代 金 納 付 期 限		令和8年12月1日（火）午後2時30分				
買受人につい ての資格その 他 の 要 件		国税徴収法第92条及び第108条による者は買い受けることができません。				
そ の 他	1 見積価額に達した入札者がいない場合は、直ちに再度入札を実施することがあります。					
	2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担になります。					
	3 公売保証金は買受代金に充当します。					
	4 入札は、別紙「入札心得書」の規定により行います。					
	5 公法規則等に関しては、入札者で確認してください。					
配当を受ける者の権利の申し出について						
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当組合に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は当組合に用意してあります。						

公 売 財 産 概 要 書

売却区分番号	8-1
公売保証金	2,110,000円
見積価額	21,060,000円
公売財産の表示	【土地】 所 在 ・ 地 番 徳島県鳴門市撫養町斎田字西発29番 地 畑 登 記 面 積 1,441㎡
買 受 条 件 等	公売財産が農地であるため、農業委員会が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。詳しくは鳴門市農業委員会へお尋ねください。

【公売財産の位置】 ・ 鳴門市中心市街地南東部近郊、撫養町斎田地区に所在し、国道28号の撫養町斎田交差点より、北方に約250m付近、市道斎田西発線沿いに位置する。
 ・ 最寄駅 JR鳴門線「撫養駅」

【不動産の現況】 対象地は、北辺において現況幅員約6m市道（斎田西発線）、東辺において現況幅員約4mの私道（建築基準法第42条1項5号道路）に接しており、間口約18.5m程度、奥行約7.7m程度、ほぼ長方形の画地である。
 接面街路より約0.3m程度低位にあり、元々、農地（登記上、畑）として耕作を行っていたようであるが、現況では放置された様子であり、作付けはなく、雑草が生い茂った休耕地の状態にあり、かなり荒れた様相である。
 宅地化について、農地法上の農地なので、農地転用の手続き等を要するものの、市街化区域に位置しており、公法上は比較的容易であると思料される。
 また、物理的にも、接面街路との高低差もさほど大きくなく、造成や整地等は当然必要となるが、難易度はそれほど高くないと思料される。

【公法上の規制】 市街化区域内農地、第一種中高層住宅専用地域

【特記事項】

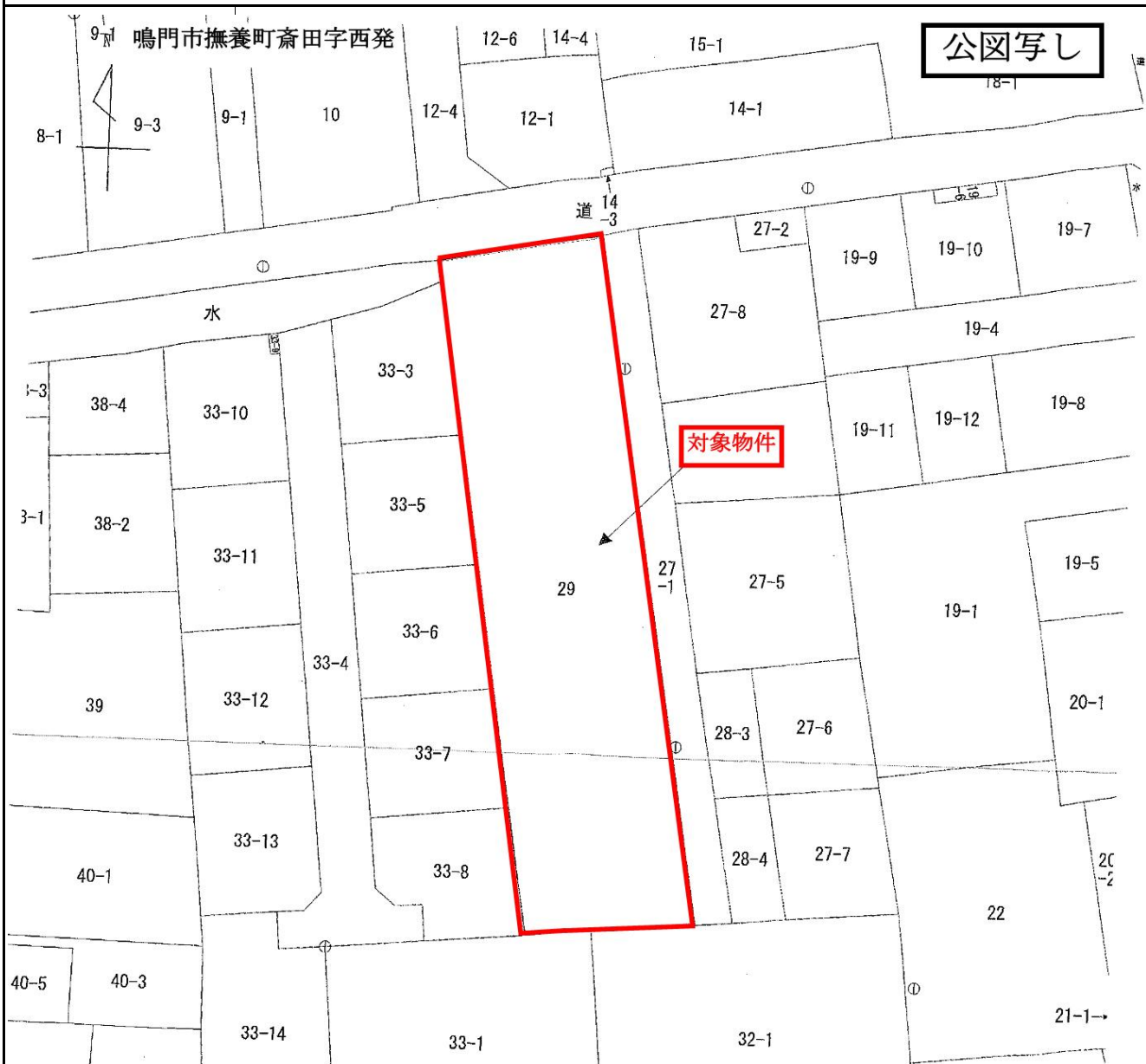
- ・ 公売財産について、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ・ 地目、地積等は、登記簿によるものです。
- ・ 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議をしてください。
- ・ 当組合は、公売財産の引渡義務を負わないので、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ・ 当組合は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・ 土壌汚染、地中埋設物などに関する専門的な調査は行っておりません。
- ・ 買受人は、いかなる理由があっても買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返還を求めることはできません。

【その他】 ・ 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価格をもって行います。

【所在図】



公売公告第1号 (別紙)



拡張等加工を行っています。

公売公告第1号（別紙）

【写真】

